

明海大学歯学部同窓会ホームページの管理運用に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は明海大学歯学部同窓会会則2条(目的)の規定に基づき、明海大学歯学部同窓会(以下、「本会」という。)が開設するホームページの管理運用等に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本会ホームページとは、本会が主に広報活動の一環として開設するホームページ(<https://www.meikai-dent-alumni.jp>)をいう。

(ホームページの内容等)

第3条 本会ホームページは、本会の広報活動としてふさわしい内容でなければならない。

(掲載禁止事項)

第4条 本会ホームページには、次の各号に掲げる情報を掲載してはならない。

(1) 掲載することが個人情報保護法その他の法令に違反することになるに情報。

(2) 本会の品位を損ね、また不利益となるおそれのある情報。

(3) 人権を侵害する情報。

(4) 他人の知的財産権を侵害する情報。

(5) 政治的活動または宗教的活動とみなされるおそれのある情報。

(6) 個人または組織等を誹謗中傷するおそれのある情報。

(7) 特定の者の利益を図る情報。

(8) 営利を目的とする情報。

(9) 責任の所在が明確ではないもの。

(10) その他本会の広報活動として不適切な情報。

(管理運用責任者)

第5条 情報を適時かつ適切に提供するため、本会ホームページに管理運用責任者及び掲載責任者を置く。

2. 本会ホームページの管理運用責任者は、専務理事をもって充てる。

3. 本会ホームページの掲載責任者は、組織担当常務理事をもって充てる。

(管理業務)

第6条 管理運用責任者は、本会ホームページの管理運用の統括に関する業務を行い、掲載責任者は、管理運用責任者の下で本会ホームページに関する業務を行う。

2. 本会ホームページのパスワード等の管理は組織担当常務理事が行い、本会ホームページに掲載される個人情報その他の情報の管理は総務担当常務理事が行う。

(掲載手続)

第7条 本会ホームページに掲載しようとするときは、所定の様式により本会ホームページの管理運用責任者に申請し、本会の承諾を得なければならない。但し、本会ホームページの掲載責任者が本会の会務に関する事項を掲載するときはこの限りではない。

2. 掲載に緊急性がある場合は、管理運用責任者及び掲載責任者において協議し掲載を判断することができる。但し、この場合には直後の理事会で報告するものとする。

(疑義の取扱い)

第8条 本会のホームページの取扱いに関し疑義が生じた場合には、理事会又は常務理事会の決するところによる。但し、常務理事会で決した場合にはその直後の理事会で承認を得なければならない。

附 則

この基準は、平成30年12月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。